

平成 2 6 年度

年間運営計画

社会福祉法人 清和会
三浦しらとり園

I 運営方針

当園では、「一人ひとりの意思を尊重します」、「一人ひとり豊かな生活を実現するように努めます」、「一人ひとりよりよい地域での生活をめざします」の3つの基本理念に基づいて運営を行います。

1 基本方針

- (1) 利用者の人権尊重を大切にした支援を推進します。
- (2) 地域との連携を図りながら、利用者、ご家族、後見人の希望に配慮したサービス利用計画や個別支援計画を作成し、着実に実施していきます。
- (3) 職員の資質向上を図り次世代を担う人材を作ります。
- (4) 環境に配慮した施設運営を進めます。
- (5) 障害児者の在宅生活を支援します。

2 重点目標

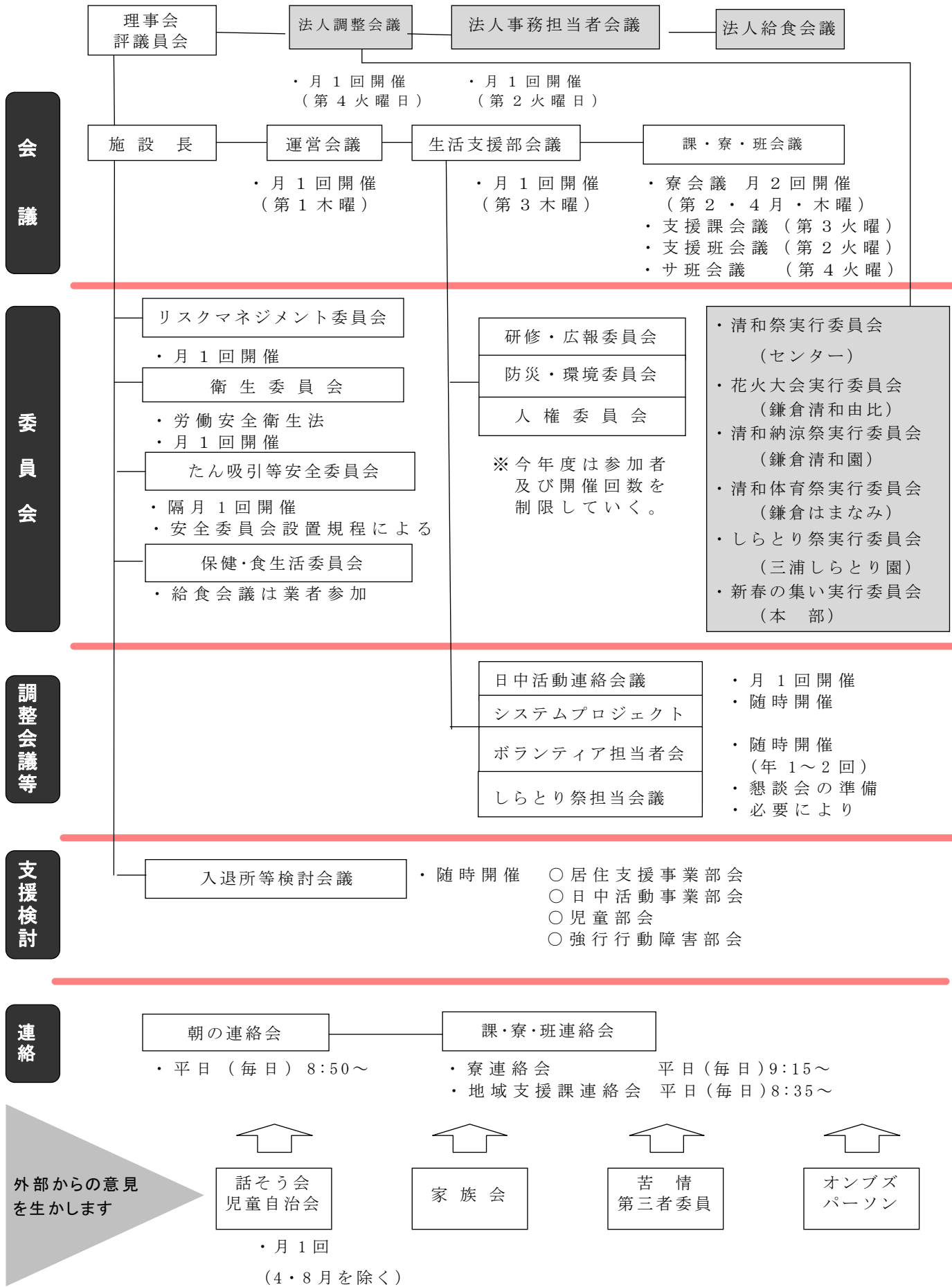
- (1) 県立時代に蓄積された支援・運営を引き継ぎ、民営のよい面と融和させることによって、サービスの質の向上を目指します。
- (2) 利用者や家族・地域の声を傾聴し、より良い施設運営と利用者支援を目指します。
- (3) 利用者一人ひとりの障害特性に合わせた地域生活の実現を図っていきます。
- (4) 職員の研修機会を確保し、利用者支援のスキルアップを図っていきます。
- (5) 地域の関係機関との連携により、横・三地区の在宅児者の生活を支援します。
- (6) 相談支援事業所を設置して、希望者からの相談に応じサービス等利用計画を作成します。

3 平成26年度の重点課題

- (1) 利用者の人権擁護への取り組みの推進
利用者の人権擁護、虐待防止への取り組みを推進していきます。
- (2) 個別支援の充実
利用者やご家族の意思と状態に配慮した適切な個別支援計画を作成し、ストレングスの視点から安心・安全の支援を行っていきます。
- (3) 利用者サービスの向上
利用者のリハビリテーションを推進し、身体機能の維持向上を図っていきます。また、栄養ケアマネジメントを充実し、食生活の充実を図っていきます。
- (4) 利用者の地域生活移行の推進
利用者の望む暮らしの実現を図り、地域生活やよりよい生活環境への移行を推進していきます。
- (5) 職員研修の充実
特に新採用職員に対する研修機会を確保し、基本的なスキルの習得を行います。また、職員の研修体系の検討を行います。
- (6) 在宅支援への取り組み
短期入所などを積極的に受け入れて、横・三地域の障害児者の在宅生活を支援します。
- (7) 相談支援事業所の着実な運営
今年度開設する相談支援事業所について、関係機関との連携を図りながら、着実に運営を行っていきます。

4 運営体制

会議（意思決定・調整・協議）



Ⅱ 各委員会実行計画

1 リスクマネジメント委員会

(1) 目的

「三浦しらとり園リスクマネジメント方針」

三浦しらとり園は、指定管理施設として社会的責任を自覚し、利用者の権利擁護の視点に立った安全で良質な福祉サービスの提供を目的として、組織が一丸となってリスクマネジメントに取り組み、事故ゼロを目指します。

(2) 委員会の状況及び特徴

ア 委員会の開催

毎月1回開催（年間12回）

イ 委員会の活動内容

(ア) セクションごとに、リスクマネジメント便りを毎月発行します。

(イ) 園全体の月ごとにリスクの分析（月のまとめを作成）を行います。

(ウ) 緊急度の高いアクシデント・インシデントがあったとき、リスクマネジメント通信を発行し、情報提供と注意喚起を実施します。

(エ) 他の委員会と連携をし、リスクの軽減を図りながら、リスクマネジメントデータの有効活用を図ります。

(オ) 家族向けのリスクマネジメント便りを発行します。

(カ) インシデントレポートの多角的分析を行います。

(キ) 所在不明者捜索訓練を実施します

(ク) これから懸念されるリスクに対しての検討、分析、対応策の作成をします。

(ケ) マニュアルのデータ更新をします。

(コ) インシデントデータベースのシステム維持及び点検をします。

(サ) インシデントレポート重点項目の検討（3か月毎）をします。

ウ 委員会の特徴

リスクマネジメントシステムを有効に活用し、多角的な分析をした結果、職員の情報共有が図られ、職員の動きや利用者特性が浮き彫りになり、業務改善や環境調整をした結果、事故防止につながりました。それによって、委員会の活動が、より良質且つ安全な利用者サービスへとつながっています。

2 衛生委員会

(1) 目的

ア 労働安全衛生法に基づき設置します。

イ 健康診断等の状況を把握し職員の健康管理に努めます。

ウ 職場における職員の健康と安全確保のための対策を検討します。

エ 職場のメンタルヘルス予防について対策を検討します。

(2) 実施計画

ア 委員会を概ね月1回開催します。

イ テーマ

(ア) 職員の健康管理について

(イ) 職場のメンタルヘルス予防について

(ウ) 明るい職場づくりについて

3 たんの吸引等安全対策委員会

(1) 目的

喀痰吸引等の実施について医療機関との連携の下での安全確保体制を整備し、常時適切な喀痰吸引等の業務が行われることを目的に安全委員会を設置します。

(2) 内容

ア 開催頻度

原則2か月に1回とし、その他必要に応じ開催する。

イ 構成メンバー

医師、看護師、生活第一課長（施設長の代理）、5・6寮担当職員。

ウ 検討内容

(ア) 対象利用者の実施状況の報告

(イ) 安全対策の検討

(ウ) 新規対象者についての検討

(エ) 研修の実施計画の検討

(オ) その他

(3) その他

ア その他の所掌事務

「喀痰吸引等に関する業務方法書」P8に記載している内容があります。

なお、業務方法書は登録特定行為事業者の登録申請時（H24年4月23日）に県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課調整グループに提出してあるもので、この業務を実施する上で重要な文書となります。

4 サービス向上委員会

(1) 目的

施設サービスや人権擁護等、園運営に関わる内容の改善に向けた取組みの進行管理を行うと共に、日常の課題にも取り組み、園全体の資質及びサービスの向上に取り組みます。

(2) 内容

ア 開催頻度

委員会の開催は年6回程度とし、部会議の中で必要に応じ随時開催します。

課・寮班長（サービス管理責任者）がメンバーとなります。

イ 検討内容

(ア) 個別支援計画の着実な実施や支援業務マニュアルの改訂作業等に係る進行管理を行います

(イ) どこにも属さない利用者支援等に関する事項について、他セクションや委員会と連携して検討します。

(ウ) 指定管理移行モニタリングの一環として、職員自己評価の進行管理を行います。

5 保健・食生活委員会

(1) 目的

ア 医療実務研修を実施し、職員の資質の向上に努めます。

イ 診療所と連携して、疾病の予防に努めます。

ウ 安全で豊かな食生活の推進に努めます。

(2) 実施計画

- ア 委員会開催は毎月とし、他に保健・食生活部会を開き計画を円滑に実行します。
- イ 医療実務研修（園内巡回研修を含む）を年6回実施し、随時疾病に関する情報提供を行います。
- ウ リスクマネジメント委員会との協力・連携を図ることにより、インシデントレポートを分析し事故防止に努めます。
- エ 利用者の嗜好を踏えて献立の拡大に取り組むとともに、バイキングを実施します。

6 研修・広報委員会

(1) 目的

- ア 支援員としての専門性を高め、職員の資質向上を目指します。
- イ 他委員会との連携を図り、効果的で体系的な職員研修を実施します。
- ウ 広報『しら鳥』を発行します。
- エ 園の取組みや情報をホームページに掲載します。
- オ 研修実績及び内容を取りまとめます。

(2) 内容

- ア 委員会の開催は年6回とし、必要に応じて随時開催します。
- イ 人材育成の観点から職員の研修体系を検討します。
- ウ 職員の研修計画は受講実績などを踏まえ研修派遣を行ない、特に新採用職員に対する研修機会の確保を図ります。
- エ 研修実施マニュアルに基づき職務を通じての園内研修を推進します。
- ウ 他委員会や事業担当との連携を図り、新しい福祉情報に即した研修を実施します。
- カ ホームページのサービス内容を必要に応じて随時更新します。
- キ 広報『しら鳥』を年2回（8月・2月）発行します。
- ク 平成26年度の研修実績及び内容を取りまとめます。

7 防災・環境委員会

(1) 目的

- ア 安全かつ即応性、実効性のある避難体制を目指します。
- イ 職員の防災意識、防災技術の向上に努めます。
- ウ 安全・安心な生活環境の整備に努めます。
- エ 園内の美化に努め、快適な生活環境を提供します。

(2) 内容

- ア 開催頻度 原則年6回（隔月開催）とします。
- イ 検討内容
 - (ア) 防災・避難訓練を実施しその反省を活かし、防災に関する課題を検討し、改善していきます。（防災マニュアルの改訂等）
 - (イ) 計画的に環境整備を実施し、園内の美化に努めるとともにより快適な生活環境を提供できるよう検討します。

8 人権委員会

(1) 目的

- ア 当園人権パンフレット「生きているっていいなⅣ」に基づき、人権擁護の取り組みを進めます。
- イ 利用者の基本的人権を保障し、安心、安全、快適な生活のためのサービス提供を目指します。
- ウ 利用者の意見を尊重し、利用者を主体とした園運営に努めます。

(2) 内容

ア 開催頻度 隔月に1回(第1水曜日)

課題毎に部会を設置し、部会ごとの打ち合わせを行います。

イ 検討内容

(ア) 人権アンケートの継続実施

支援の振り返りの確認のため、人権アンケートの継続実施をします。

振り返りチェックシートに基づくアンケートを全セクションで実施し、集計後その中から各セクションで課題を設定し、一定期間その課題を改善していくための支援を行った後、追跡アンケートを行う事で支援の振り返りを行い支援の向上を図ります。

(イ) 「身体拘束ゼロマニュアル」の改正

平成25年度においては、平成24年度改正について検討しました細かな文章の文言や内容について改善点を整理して改正します。その上で、人権・安全性に配慮するための意見や要望を取り入れ、利用者支援を行っていく中で効果が認められる方法を確認し、拘束ゼロに近づけるために取り組みます。

(ウ) 居室施設調査の実施

本年度も引き続き各セクションの居室施設についての実態調査を実施し、改善が見られたケースについて効果のある対応などを検証し、施設減少につなげるための支援方法をまとめていきます。

(エ) 人権に関わる職員研修の実施

ウ 話そう会の取りまとめ、報告をします。

9 日中活動調整会議

(1) 目的

- ア 利用者の生活充実に向けスムーズな日中活動を運営できるよう調整します。
- イ 利用者が安心して楽しく活動できるよう日中活動に関する課題を検討します。
- ウ 地域移行に向けた視点を日中活動に取り入れます。

(2) 内容

ア 開催頻度

毎月第1火曜日に日中活動調整会議を実施し(8月を除く年11回)、日中活動の状況報告、各課題の検証を行います。

イ 検討内容

(ア) 地域移行に向けた日中活動の円滑な運営及び検証

日中活動担当職員及び寮職員で、定期的に話し合いを持ち、各グループの運営上の課題、活動プログラムの検討を行います。地域移行に向けては、自

立訓練グループを中心に取り組みます。また、将来の地域移行に向けて、他グループから自立訓練グループ体験利用を促進していきます。活動状況については毎月の日中活動調整会議にて報告します。

地域移行に関連する情報は、サービス班とも連携をして、情報を共有します。

(イ) グループ間交流による日中活動の充実

利用者の特性に応じ9グループに分かれて日中活動を提供します。また各グループと連携をとり、利用者の状況に応じグループ間交流を積極的に行うことにより日中活動の充実を図ります。

(ウ) 円滑な日中活動の運営とグループ再編を視野に入れた日中活動体制の見直し、引き続き、安心・安全な支援を基本として利用者が楽しく参加できる日中活動の運営を行います。日中活動で起きたインシデントについては、日中活動調整会議で報告、検証し、日中活動担当職員と寮職員との連携を深めて、より安全な日中活動を提供します。また、利用者特性や個々のニーズに合わせた活動グループ再編を視野にいれた日中活動を体制の見直しを検討していきます。

(エ) ご家族への日中活動参観の機会提供

家族に気軽に日中活動参観をしていただけるよう、引き続き事前の申し出によりいつでも参加できる方法をとします。ご家族に参加方法を広く周知し、参観を通して日中活動を理解していただきます。

10 システムプロジェクトグループ

(1) 目的

三浦しらとり園のネットワークシステムを円滑に運用するため、運用管理する職員の育成を図ると共に、保守業者との連携、役割分担等を整理します。

(2) 内容

ア 開催頻度 概ね月に1回

イ 検討内容

(ア) サーバの運用保守に関すること。

(イ) ネットワークの運用保守に関すること。

(ウ) 各職員パソコンの運用保守に関すること。

(エ) その他情報システムの運用に関することを検討、調整します。

(オ) 職員のシステム運用に関するスキルアップを図ります。

(カ) データベース化による情報共有を進めます。

11 ボランティア担当者会

(1) 目的

ボランティアの受け入れや調整を行ないます。

(2) 内容

ア 開催頻度 随時

イ 検討内容

(ア) ボランティア懇談会の開催について

(イ) その他、園内のボランティア活動について

Ⅲ 行事計画

1 清和祭実行計画

(1) 目的

社会福祉法人清和会を援助し、法人が運営する各種施設の機能の円滑化を図り、施設利用者の一層の福祉の向上を目指すとともに、障害者の社会参加、自立促進・啓発及び福祉施設に対する理解を図ることを目指します。家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 毎年4月頃
- イ 開催場所 障害者生活支援センター鎌倉清和・市立植木小学校体育館
- ウ 主催 清和会後援会（清和祭運営兼実行委員会）
- エ 事業 模擬店、バザー、アトラクション

2 レクリエーション大会

(1) 目的

入所している利用者が家族と交流し楽しむことを目的として行います。通所の利用者は希望者のみとし、家族も一緒に参加します。

(2) 内容

- ア 開催実施日 5月の第三土曜日 午後13時30分頃から15時
- イ 開催場所 三浦しらとり園
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（レクリエーション大会実行委員会）
- エ 事業 競技種目は2つ程度（パン喰い競争、玉いれ）。

3 鎌倉花火由比納涼祭バザー実行計画

(1) 目的

鎌倉花火大会に合わせて開催し、清和会施設の利用者、家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と鎌倉の花火を鑑賞しながら楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 毎年7月（鎌倉花火大会開催日は潮位により決定）
- イ 開催場所 鎌倉清和由比
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（鎌倉花火由比納涼祭バザー実行委員会）
- エ 事業 花火観賞、模擬店、バザー

4 清和納涼祭実行計画

(1) 目的

夏の夕べに家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しい交流を通じて相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 毎年8月末 土曜日 午後5時から午後6時30分まで
- イ 開催場所 障害者生活支援センター鎌倉清和
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（清和納涼祭実行委員会）
- エ 事業 模擬店、バザー、アトラクション

5 清和体育祭実行計画

(1) 目的

運動、レクリエーションを楽しみながら健康であることの有り難さを感じるとともに、家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 毎年10月 第一土曜日
- イ 開催場所 鎌倉市立植木小学校グラウンド
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（清和体育祭実行委員会）
- エ 競技種目 鈴割り、徒競争、玉入れ等

6 しらとり祭担当会議

(1) 目的

園を開放してアトラクションや模擬店を行い、地域住民や福祉事業所等と交流することで、園や法人への理解促進を図るとともに、利用者が主体的に楽しめる行事として位置づけられるように支援することを目的とします。また、法人行事として位置付けることにより、各施設の職員間交流の機会とします。

(2) 内容

- ア 開催実施日 10月25日（土）予定
- イ 開催場所 三浦しらとり園
- ウ 主催 しらとり祭担当会議
- エ 事業 アトラクション、模擬店、バザー、法人紹介等

7 新春の集い実施計画

(1) 目的

新しい年を迎え、施設利用者の一層の福祉の向上を目指すとともに、社会福祉法人清和会が運営する各種施設の発展を願い、市長、議員など来賓の方を迎え、利用者、家族がともにお祝い会を開きます。

(2) 内容

- ア 開催実施日 毎年1月
- イ 開催場所 鎌倉パークホテル（その年により協議）
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（新春の集い実行委員会）
- エ 事業 職員永年勤続表彰、利用者の成人・古希のお祝い
アトラクション、ビンゴゲーム、ホテルにて食事会

IV 生活業務運営計画

1 児童課の運営計画

利用者の人権を尊重し、利用者一人ひとりの自己実現を図るとともに成人としての地域移行に向け取り組みます。

学校・児童相談所・福祉事務所等関係機関との円滑な連絡調整および連携の強化を図ります。

- ・住環境を整えます。
- ・1・2寮の利用者交流を図ります。
- ・職員の資質の向上を図ります。
- ・短期・日中一時利用の積極的な受け入れを行います。

(1) 児童課1寮の運営計画

ア 運営方針

安心・安全な生活及び環境の改善に努めます。

個を大切にした個別支援の充実を図ります。

イ 1寮の状況及び特徴

1寮は定員20名（長期枠18名・短期枠2名）。児童福祉法による措置児童(学齢児9名)及び、障害者自立支援法による契約利用者(7名)で、入所者の合計は16名です。

7歳から36歳の利用者が利用し平均年齢は19.2歳である。学齢児の通学先は、小学校の特別支援級1名、中学校の特別支援級3名、中学部2名、高等部5名(3名は自主通学)となっている。利用者は自閉的傾向、発達障害、行動障害、重複障害のある方及び被虐待児等であり障害状況や年齢の幅が広く混在しています。また、学齢時の入所希望が多いため、成人利用者の速やかな地域移行が急務となっています。

(2) 児童課2寮の運営計画

ア 運営方針

(ア) 利用者個々の障害特性にあった生活ができるように個別支援の充実を努めます。

(イ) 地域移行に向け、本人に理解できるように解りやすく説明し、本人が望む暮らしができるように支援します。

イ 2寮の状況及び特徴

2寮は定員20名（長期枠18名・短期枠2名）で、児童福祉法による措置児童（11名）及び、指定福祉型障害児入所による契約者（1名）、障害者自立支援法による契約利用者（1名）で、入所者の合計は13名である。利用者の年齢は12歳から21歳までで、平均年齢は16歳となっています。18歳未満の児童は12名で、1名が成人となっており、学齢児の通学先は、中学校支援級2名 養護学校小学0名、中学部2名、高等部8名（中学校支援級・高等部6名は自主通学）となっています。

自閉的傾向の方、被虐待児（性的虐待も含む）、行動障害のある方など障害状況や年齢の幅も広く混在していることから、過ごす場所を時間で変更するなどして利用者が望む暮らしが実現できる支援を工夫します。

(3) 課題と取組計画 (共通)

課 題	取 組 計 画
1 寮内環境改善・整備	○ 利用者の特性に合わせて安全、安心して生活できるように、利用者間の関係調整や居室の工夫整備及び衛生面の配慮をしていきます。
2 個を大切にしたい個別支援の充実及び地域移行の実現	○ 個々の利用者の目標を明確にし、関係機関と調整及び実現に向けて定期的に検証し、地域移行を目指します。
3 職員の専門性と資質の向上	○ 学習会を定期的に開催し支援を充実させます。 (愛着形成・被虐待児・行動障害・自閉症・発達障害・児童相談所業務・生活保護法等福祉関連法)
4 1、2寮の利用者交流	○ 利用者参加による計画立案等を推進し、児童課行事の開催及び余暇活動等による交流を図ります。
5 指定管理移行後の円滑な業務移行	○ 引継ぎを受けた利用者の支援に必要な事項等に関して、引き続き支援の低下にならないよう遂行します。 ○ OJTによる業務研修の徹底を図ります。

(4) 児童課の業務スケジュール (共通)

項 目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
経 常 業 務	支援計画作成	→											
	学校・関係機関等ケースカンファレンス	→											
	短期・日中一時の受け入れ	随時											
	利用者自治会の催(必要に応時随時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	課(寮)通信の発行			○			○			○			○
	環境整備(寮内修繕・改修)	随時											
重 点 課 題	寮(課)内研修		○		○		○		○		○		
	高校3年生進路支援及び成人利用者の地域移行支援	→											
	交流行事・余暇等の計画実施	春 休	余 暇	余 暇	夏 休	キ ャ ン プ	映 画	余 暇	余 暇	X.m a s	冬 休	映 画	春 休
	高校生実習報告会				○					○		○	

2 生活第一課の運営計画

(1) 生活第一課5寮の運営計画

ア 運営方針

- (ア) 利用者の障害特性に応じた支援体制の構築と、安全で安心した生活環境の提供に努めます。
- (イ) 利用者の主体性を尊重したサービス提供とともに、生活の質（QOL）の向上に努めます。
- (ウ) 家族等との連携を図りながら、本人主体の生活実現に向けて必要な支援を行います。

イ 5寮の状況及び特徴

14名の利用者の方が生活しています。平均年齢は52.3歳で30歳から73歳と年齢のばらつきがあります。病弱・車椅子利用の方を中心とした寮です。体調の恒常的な状態把握を行い、医療との連携を密にとりながら日々の生活を支援しています。職員間で利用者の身体的機能の変化や障害特性等の状態把握に努めながら怪我や事故等の未然防止、感染症対策、住環境の整備等に取り組む、安全で安心した暮らしの提供に努めています。

地域サービス事業については、サービス利用者の状況に応じた支援体制を構築し、安心した生活環境を提供できるよう地域支援課と連携し対応しています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の身体的機能や障害特性等を考慮した支援体制の構築と本人主体の支援計画の策定	○ 身体的機能や障害特性等の状況を正確に把握するとともに、本人の主体性が尊重された支援計画を策定しより質の高い支援を実行します。
2 医療セクション等と連携しながら、安全で安心できる支援の提供	○ 医療対応が不可欠な利用者が多い寮編成のため、食事・水分の摂取状況や排泄状況、バイタルチェック等の体調管理を行います。 また、寮内消毒等感染症対策に努めるとともに、整理整頓を意識しながら安全で暮らしやすい住環境の整備を実施していきます。
3 本人主体の生活実現に向けた情報の収集と提供	○ 本人主体の生活を実現するため、必要な情報収集や状況把握に努めます。 ○ 「本人主体の生活の場」への移行に向けた具体的な対応を支援します。
4 指定管理制度導入後の円滑な業務移行	○ 利用者の状態について引き継がれた事を、職員間できちんと情報共有しながら支援にあたります。 ○ 新規採用職員の育成においては園内外の研修等と並行しながらOJTを取り入れながら質の向上に努めていきます。

(2) 生活第一課 6 寮の運営計画

ア 運営方針

- (ア) 利用者の障害特性に応じた生活環境の整備に努め、健康で安全な生活を支援します。
- (イ) 利用者の主体性を尊重し、一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を目指した支援を提供します。
- (ウ) 積極的に家族等との交流の機会を設けます。

イ 6 寮の状況及び特徴

利用者の年齢は45歳から70歳で、平均年齢は58.1歳です。自力歩行できる利用者が少なく、歩行器や車椅子利用者が多数を占めています。歩行や移動時には職員が付き添う等の支援が必要な方もいらっしゃいます。高齢に伴い医療ケアが必要な利用者も多く、骨粗しょう症の対応や、血糖値を寮内で計っている利用者もあり、毎日の体調面の把握を含め医療との連携が欠かせない状況になっています。安心して安全に、気持ちよく生活を送れる生活環境の整備にも努めています。

地域サービス事業では、家族のレスパイト対応を含め利用する者が安心して楽しく利用できるよう、地域支援課と連携し障害特性や身体機能等の把握に努め、支援を行っています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の特性に沿った、安全で安心した支援の提供	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者ニーズの把握に努め、楽しめる余暇活動や日常生活の支援を実施します。○ 研修等に積極的に参加し、障害特性にあった支援を行います。
2 家族等との積極的な交流の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 行事や毎日の生活状況を寮通信や葉書を活用して定期的に報告し、利用者家族等とのコミュニケーションを図っていきます。○ 寮行事への参加の呼びかけを行います。
3 安心して安全な生活環境への改善	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者が主体的に生活を送ることができる住環境になるよう、配慮します。
4 指定管理制度導入後の円滑な業務移行	<ul style="list-style-type: none">○ 引き継ぎを受けた利用者の支援に必要な事項等に関して、支援の低下にならないよう寮運営を遂行します。

3 生活第二課の運営計画

(1) 生活第二課3寮の状況

ア 運営方針

- (ア) 利用者の人権擁護を推進します。
- (イ) 楽しめる生活を支援します。
- (ウ) 情報の共有化を推し進めます。

イ 寮の状況及び特徴

3寮は、37歳から61歳の成人男性16名が利用しており、平均年齢はおよそ48歳です。

障害程度区分では、区分5・6それぞれ8名となっています。一方、療育手帳の障害程度では、A2（重度）が1名で他は全員A1（最重度）で、そのなかに身体障害者手帳所持者は3名です（聴覚/肢体1名・肢体1名・聴覚1名）。

園内を単独で移動されている方や常に転倒のリスクを抱えている方、また嚥下の機能が低下されている方や異食傾向の方など様々な利用者が在籍しています。日々の生活の中では、楽しみや余暇の充実、特に外出には力を入れています。安心・安全を念頭に様々な体験を通して、張りのある生活が送れることを目指しています。

短期入所については、様々な障害特性の利用者を、地域支援課と連携を図りながら受け入れています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 人権に配慮した支援	<ul style="list-style-type: none">○ 支援全般において人権尊重の理念を念頭に支援に当たります。○ 身体拘束時間の短縮を目指し、職員の動き等を含めた業務の見直しにより、見守り体制の確保に努めます。○ 強度行動障害担当と連携し、有効な支援方法を検討します。
2 利用者の楽しめる生活の支援	<ul style="list-style-type: none">○ 個々の特性や好みに応じ、少人数の外出など楽しめる余暇活動を計画します。○ 利用者個々のニーズや障害特性に合わせ、地域の商店等の利用を推進します。
3 情報の共有化	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者支援関連他、情報の共有化を図り、職員のチームワーク作りを進めます。

(2) 生活第二課 7 寮の運営計画

ア 運営方針

(ア) 利用者の人権擁護を推進します。

(イ) 生活環境の整備に努め、健康的で楽しみのある生活を提供します（QOLの向上）。

(ウ) 職員間のコミュニケーションを大切にし、チームワークで支援を行います。

イ 7 寮の状況及び特徴

7 寮で生活されている方は、主に重度自閉症の方と行動障害を呈する方です。現在は強度行動障害対策事業の対象者が 2 名となっています。最高年齢は 53 歳、もっとも若い方は 24 歳で平均年齢は約 40 歳の 15 名で構成されています。また、その中で聴覚障害の方が 2 名、体幹機能障害の方が 1 名となっています。

寮内では、利用者の方の障害特性に配慮しシンプルでわかりやすい日課を基本としつつ、個々の利用者の方に合わせた生活ができるよう、個別での活動や過ごし方を取り入れています。そのため、職員には、自閉症支援における専門的な知識が求められます。

短期及び日中一時利用者の受け入れについては行動障害等を呈する方を中心に、在寮されている利用者の方への影響を考慮しながら実施しています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が望む支援を実現していくため、個別支援計画は成年後見人やご家族と協同して作成します。 ○ 利用者の意思の尊重、プライバシーへの配慮、適切な呼称の徹底、虐待の絶対禁止等、人権擁護のための基本的事項を遵守します。 * 寮会議での周知 「二つの心得と 7 つの約束」、 「スタッフの目標」を勤務室内に掲示 ○ 身体拘束を必要としない支援を目指し、支援内容、支援体制の評価・見直しを定期的に行います。
2 生活の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活に楽しみを多く取り入れ、充実した生活を過ごすことができるよう支援します。 ○ 健康面に配慮し、生活の場としての環境整備、構築を推進します。 ○ 家族、後見人の方との情報交換を密にし、生活面に反映して行きます。
3 職員のチームワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いが尊重し合い、風通しの良い職場環境作りを目指します。 ○ 「利用者本位」の支援に向けて、担当職員のみでなく、チームを中心にカンファレンスを行い、多角的な視点での実践を通して、職員間での情報の共有を図ります。

(3) 生活第二課 4 寮の運営計画

ア 運営方針

(ア) 人権擁護の推進

(イ) 職員間のチームワークを大切に資質の向上を図る

(ウ) 地域資源の活用

イ 4 寮の状況及び特徴

他寮に移寮した方 1 名。2 名の方が入所し、現在 12 名の利用者が生活しています。利用者の年齢は、24 歳から 52 歳で比較的若く活発な利用者が多くいます。身障手帳や精神手帳を持っている方がそれぞれ 1 名ずついます。障害程度区分は 6 (10 人) と 5 (2 人) です。

行動障害を持つ方が多く、拘束許可を受けて居室の施錠対応や、タイムアウトをしている方が 5 名います。拘りの強い方や他害傾向のある方が生活しています。不安な事が多くなると落ち着いて生活が出来なくなります。安心感をもって生活出来る様に、客観的に障害特性の理解と分析を行い環境調整を行い、個々にあった生活を提供します。嚙下に問題のある方が 2 名おり、個別対応や見守りが欠かせないため、時間差で提供しています。歯科医師・栄養士・理学療法士と連携しながら、利用者にあった姿勢・食形態・食器等配慮し、安心して食事が取れるようにしています。

短期利用者についても、入所利用者と同様継続した支援や環境整備を行い支援に努めています。身体拘束をとっている方もいますが、拘束時間の短縮（夜間解錠）に努めることができました。今後もサービス班の協力を受けながら拘束時間の短縮、継続した支援に努めていきます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	○ 身体拘束について、時間短縮を進める取り組みを心がけています。拘りの強い利用者の安定を図るため、枠を作ってきましたが、その枠を広げる取り組みを継続していきます。
2 職員の専門性の向上	○ 職員のチームワークを大切に、統一した支援に心がけ、資質の向上を目指します。
3 地域資源を活用した QOL の向上	○ 利用者、および後見人の意向を汲みいれ、余暇活動や外出において地域資源の活用を段階的に拡大していきます。地域の美容院の利用飲食店の利用など、利用者の個性に応じて生活の幅を広げます。
4 指定管理制度導入後の円滑な業務移行	○ 引き継ぎを受けた利用者の支援に必要な事項等に関して、支援の低下にならないように寮運営を遂行します。

(4) 生活第二課 8 寮の運営計画

ア 運営方針

- (ア) 利用者の人権擁護を推進します。
- (イ) 個別支援の充実を図ります。
- (ウ) 職員間のチームワークを大切にし、資質の向上を図ります。

イ 8 寮の状況及び特徴

利用者の年齢は 34 歳から 68 歳の幅広く平均年齢 48 歳です。

利用者 14 名の内訳としては、自立歩行可能者が 3 名で、車椅子使用 2 名、歩行が不安定なために手を添える必要のある利用者が 9 名となっています。

障害区分は、区分 5 の利用者が 3 名で、その他は全員区分 6 となっており障害が重度・最重度の方が多く生活しています。利用者は、食事・排泄・入浴等のすべての生活場面で支援の必要があります。

行動障害を呈する自閉症傾向のある利用者、体調に不安のある利用者、歩行が不安定な利用者、視力はないが活動的な利用者等、様々な障害特性を持つ利用者が混在しており多様な支援が必要です。

地域サービス事業では、短期利用者・一時利用者の状況に応じた支援体制を構築し、安心した生活環境を提供できるよう地域支援課と連携を図りながら受け入れています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	身体拘束時間の短縮を目指し、支援の見直し、見守り体制の確保に努めます。人権擁護の為の基本的事項を遵守します。
2 個別支援の充実	障害特性に基づいた個別支援計画を確実に実現します。生活全体の豊かさと自己実現 (QOL) の充実を図ります。
3 職員の専門性の向上	職員間の情報交換を図り統一した支援を行い職員の資質の向上を目指します。
4 指定管理制度導入後の円滑な業務移行	引き継ぎを受けた利用者の支援に必要な事項等に関して、支援の低下にならないように寮運営を遂行します。

4 地域支援課運営計画

(1) 活動支援班の運営計画

ア 日中活動について

(ア) 利用者の特性に応じた9グループに別れて日中活動を提供します。

	生活介護								自立訓練
	スキル	長距離 歩行	中距離 歩行	短距離 歩行	園内 活動1	園内 活動2	園内 活動3	園内 活動4	
午前	個別課題	園外歩行			園内歩行・室内活動・手工芸等				生活訓練
	20人	10人	11人	12人	10人	13人	11人	9人	7人
	3人	2人	4人	4人	5人	4人	2人	2人	2.5人
午後	個別課題	個別課題		園内歩行・個別課題・手工芸等				生活訓練	
	20人	10人	10人	12人	10人	11人	11人	8人	8人
	3人	2人	2人	2.5人	2.5人	3人	3人		2.5人

※ 上段：活動内容 中段：利用者数 ※ 下段：職員配置数

※ 活動時間：午前（9:30～11:30）・午後（13:30～15:30）

	編成のポイント	活動内容
スキル	周囲からの刺激や環境の変化、日課の変更等に弱く、刺激の統制された環境で、見通しの持てる活動が必要な方。	視覚的な手がかりやスケジュール等を利用したスキルトレーニング、教材課題を中心とした活動
長距離	5～6キロの園外歩行が可能の方。拘りはあるが園外の環境にも適応出来、室内活動が可能の方。	AM：園外歩行 PM：室内活動（教材課題を中心とした活動、園内歩行）
中距離	3～4キロの園外歩行が可能の方。屋外では拘り等があるために、ある程度個別対応が必要な方、室内活動では刺激の統制された環境が必要な方を含む。	AM：園外歩行 PM：室内活動（教材課題等）、園内歩行、余暇活動（フライングディスク、カラオケ等）
短距離	2～3キロの園外歩行が可能の方。歩行と室内活動を小グループで参加できる方。	AM：園外歩行（2グループで実施） PM：園内歩行。ストレッチと室内課題
園内活動1	健康や機能維持のため運動が必要であり、歩行能力はあるが介助も必要である方及び歩行はしないが刺激が少ない環境が必要な方。	園内歩行・園外歩行（近隣）・ストレッチ・マッサージ・リラクゼーション（スヌーズレン）・教材課題など
園内活動2	身体機能維持のため個別対応の歩行訓練が必要な方。気分転換のための車いすでの園内散策が必要な方。集団参加が難しく個別対応が必要な方。	園内散策（車いす）・園内歩行・ストレッチ・マッサージ・足浴・リラクゼーション（スヌーズレン）・教材課題など
園内活動3	静かな環境を好む方や個別ブースの利用が必要な方。身体機能維持などのため歩行などが必要のある方。	陶芸・毛糸ほぐし・刺繍・教材課題・ビーズ通し・はがき作り・歩行・ストレッチなど
園内活動4	静かな環境での活動を好み、手作業を主に行うとともに運動もある程度確保する必要のある方	陶芸・毛糸ほぐし・刺繍・教材課題・ビーズ通し・歩行・はがき作り・ストレッチなど
自立訓練	在宅生活継続やケアホーム等の利用に向けた日常生活、日中活動に必要なスキルの獲得や体験を希望される方。	陶芸・アルミ缶洗浄・刺繍・毛糸ほぐし、地域参加（図書館・ともしびショップへの納品）・余暇活動（買物・ドライブ）・畑作業・他施設の見学、体験利用

(イ) 希望者に日中活動内での余暇活動を提供します。

活動内容：陶芸・革工芸・ダンス・フライングディスク・フラワーアレンジメント

(ウ) ボランティアの協力を得て、利用者に地域の方との交流の機会を提供します。

協力活動内容：日中活動内余暇活動・園外歩行付き添い・作品製作等

(エ) 付帯業務について

地域連携業務	① ふれあい作品展及びふれあいフェスティバルなどに参加協力します。 ② ふれあい広場、ふれあい作品展については地域サービス班と連携して事務局業務を担います。
ボランティア関係業務	① 当園へのボランティア受入れ窓口を担います。 ② ボランティア団体の主催の行事等の開催、参加の調整を行います。 ③ ボランティア懇談会を開催し、円滑なボランティア活動の推進を図ります。

イ 課題

(ア) 施設入所支援担当者（寮）との連携強化による個別支援の充実

(イ) 通所利用者及び家族の高齢化にかかる対応

(ウ) グループ間交流による日中活動の充実

(エ) 自立訓練の体験利用の促進

(オ) 日中活動グループ再編を視野に入れた日中活動体制の見直し

(2) リハビリテーション運営計画

ア 実施方針

理学療法士(1名)が週2回勤務して、利用者に対してリハビリテーションを実施するとともに、職員に対して身体機能の低下予防のため支援に必要な助言を行います。また今後も介護の増えていく状況を踏まえ、リハビリテーションの関わりを強化・展開させていきます。

リハビリテーションを実施する上では、診療所との連携の中、技術的な支援を受け、日々の生活の中でリハビリテーションの視点に立った支援ができるようにします。

イ 業務の内容

(ア) リハビリの提供

定期的に関リハビリテーションを提供し、3か月以内に見直しを行います。

(イ) 医療スタッフ、支援員等との業務連携

医療的な介護・看護が必要な方に対して、診療所と連携します。必要な介護に関して相談・助言を行います。

(ウ) その他の業務

医師の指示のもと補装具の処方を行います。

(3) 地域サービス班相談(SW)業務計画

ア 実施方針

- (ア) 地域生活移行の推進
- (イ) 横三地域の障害児者の在宅生活の支援
- (ウ) 当園入退所事務(児童、居住支援事業、強度行動障害、日中活動部会)、これらに関する相談や会議の開催等、内外関係機関との調整
- (エ) 市町の各種会議等への参加による地域福祉の向上
- (オ) 園全体に関わる統計や調査等、短期入所、日中一時支援に関わる請求及び契約に関する適正な事務等の執行

イ 業務の内容

- (ア) 相談業務
 - a 在宅障害児者の各種相談
 - b 短期入所、日中一時支援の内外における利用調整
 - c 他サービス事業所との情報交換及び連携
 - d 外部の支援会議等の参加
 - e 入退所、集中療育入所、一時保護入所、虐待防止法に基づく受け入れに関する相談
- (イ) 入退所業務
 - a 児童部会(入所、退所、集中療育、一時保護)
 - b 居住支援事業部会(入所、退所、集中療育、虐待防止法に基づく受け入れ)
 - c 強度行動障害部会(事業の開始、廃止等)
 - d 日中活動事業部会(自立訓練、生活介護サービスの開始、廃止等)
- (ウ) 横須賀市障害とくらしの支援協議会、学校、児童相談所との連携
 - a 「くらしを支える連絡会」「ネットワーク連絡会」「こども支援会議」の参加
 - b 武山養護学校等との連絡会議の参加
 - c 岩戸養護学校との連絡会議の参加
 - d 児童相談所との業務連絡会の参加
- (エ) 園全体に関わるもの、対外的な業務及び請求、契約に関する業務
 - a 各種統計事務
 - b 各種調査報告事務
 - c 利用希望者等に対する見学調整
 - d 短期利用者との契約
 - e 短期、日中一時支援の請求、上限管理事務
- (オ) 地域移行業務
 - a 利用者一人ひとりに適した移行先の検討及び情報提供
 - b 介護保険制度の活用に向け(認定から入所申請まで)寮の援助
 - c 各セクション及び診療所との連携、調整と助言の実施
 - d 各市町、事業所との連絡調整
 - e 退所に伴う各種行政等事務手続きに関する援助

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 多様な施設利用ニーズの高まりに即した適正な短期入所利用の調整と提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所や市町、在宅支援事業所との連携による個々の在宅障害児者のニーズの把握 ○ 個々の相談への適切な評価と、それに基づく具体的な支援調整の実施 ○ 利用ニーズの理解と必要に応じた弾力的なベッド活用の促進

2 拡充する圏域市町村の福祉サービスの状況を踏まえた当園地域サービス事業の役割	○ 当園在宅支援サービス状況の評価の継続
3 利用者が望む暮らしの実現	○ 事業所(入所支援、生活介護等)の情報収集に努め、利用者、家族、職員に対する情報提供の実施 ○ 特に児童課の地域生活移行について、寮や市町との連携を密にした推進 ○ 必要時、地域生活移行をした利用者や事業者を訪問する等、移行後のアフターフォローの実施 ○ 利用者、家族、職員へ必要に応じた障害福祉サービスの説明 ○ 短期入所等利用者への成年後見制度の活用促進

(4) 心理業務計画

ア 実施方針

相談ニーズに応じて個々の利用者の発達評価や生育歴・家族関係・生活状況の分析を通して利用者に対する関係者の理解を深め、個々の利用者の特性に即した心理的側面から具体的支援を共に考えます。

イ 業務の内容

(ア) 利用者への心理的支援の実施

a 入所者への支援

- ① 必要に応じて、心理面接・アセスメントを実施します。
- ② 発達障害（自閉症スペクトラム障害，ADHD）のある利用者に対する支援方法を模索します。
- ③ 利用者のコミュニケーション能力の向上を計る為、SSTの技法（全6回・月2回実施）や、PECS（絵カードコミュニケーション）を使って利用者の表現の場を支援します。
- ④ 感情コントロールが苦手な利用者を対象にセカンドステップを実施します。

b 短期利用、日中一時利用者への支援

- ① 行動観察を行い利用者の状態像を把握し助言します。
- ② 必要に応じて、心理面接・アセスメントを実施します。

c 在宅者への支援

- ① 在宅の支援困難ケースの状態像を把握し助言します。
- ② 必要に応じて、通所の生活介護、自立訓練利用者の能力や特性を把握し、助言します。

d 強度行動障害対策事業との連携

強度行動障害対策事業の支援チームの一員として、心理的側面からの助言、協力を行います。

(イ) 学習会（コンサルテーション）の実施

園内の要望に応じて心理学的視点からの研修を実施し、職員の支援技術の向上に協力します。

(ウ) 日中活動への支援

行動障害を伴う方の日中活動への支援を行い、同時に利用者の行動評価を行います。

(エ) 会議等への参加

関係機関との会議、寮でのケース会議等に参加し、支援困難ケースへの助言を行います。

(オ) 心理支援実施報告

利用者への心理的支援の実施について、月に一度心理支援実施報告を提出し、その取り組みについて報告します。

ウ 課題と取組計画

(ア) 入所者への支援

- a 定期面接者を中心に、個別支援計画策定過程へ心理的視点から助言します。
- b 心理支援が必要な方については、各種相談及びアセスメントを行い、助言します。
- c 発達障害のある児童・成人に対する支援方法を模索します。
- d 入所者の高齢化に伴い、知的障害を持つ高齢者への支援方法を模索します。
- e 必要に応じてグループワーク（SST等）の実施、評価を行います。
- f 入所者・通所者を対象に、心理療法・プレイセラピーの実施を通じ、新たな支援の視点に繋がる方法を模索します。

(イ) 学習会の実施

- a 外部講師を招聘し心理的な視点からの公開講座を年2回企画実施します。
- b 園内の要望に応じ、随時、学習会等を行います。

(ウ) 心理担当職員の研修

- a 発達障害を持つ方への実践的な支援を模索し、研修を通じスキルアップに努めます。
- b 面接、アセスメント技法等についてスキルアップに努めます。必要であれば他機関の理解、協力を得て実践的なトレーニングを検討します。

(エ) 施設心理の役割

- a 施設心理の役割について、寮や関係機関に向けて話し合いや実践を通し、伝えていきます。
- b ケース支援について随時、心理担当同士のカンファレンスを行います。

(5) 強度行動障害事業運営計画

ア 実施方針

- (ア) 神奈川県強度行動障害対策事業の要綱に基づき取り組みます。
- (イ) 強度行動障害状態にある方の安定と自立した生活を目指します。
- (ウ) 事業終了後の生活を支えるため、関係機関、家族及び地域との連携を推進し、地域生活移行を目指します。

イ 事業の内容

神奈川県強度行動障害対策事業実施要綱に基づき、事業担当職員が配置されています。本事業は、強度行動障害の状態にある障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談、生活支援、関係機関や家族及び地域との連携の推進を通して、障害児者の生活を支えることを目指しています。

特に支援の難しい知的障害児者に対しては、強度行動障害対策生活支援事業の対象者として支援をしています。県事業対象以外に支援が必要な利用者については、三浦しらとり園独自に要綱を定め、準事業ケースとして支援プログラム等の検討を行い、全園的な支援レベルの向上を目指しています。その他、個別の課題については相談という形で支援を行っています。日中活動の内容や作業環境の検討に事業担当としての視点から協力しています。

また、神奈川県強度行動障害対策連絡調整会議（隔月開催）に出席し、県事業実施施設間の情報交換、事業を展開するにあたっての課題の検討、事業対象者に関する協議（新規、継続、終了）等を行っています。

横三地域の障害特性に関する知識と支援技術の向上のために、園内の研修計画に位置づけ公開講座や事例研究会を実施しています。また、他機関からの相談に応じて、研修や利用者支援方法の検討を行っています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 支援技術向上のための取り組み	<ul style="list-style-type: none">○ 行動障害及び発達障害児・者の障害特性の理解、基本的支援技術に関する基礎研修を開催します。○ 地域で開催される研修への参加を積極的に勧めます。また、研修開催の要請があれば協力します。○ 専門的視点に基づく助言を受けられるよう、ケース検討会でスーパーバイズを受けられる体制作りをし、実践報告を行います。○ 行動障害を有する利用者の課題を解決することを通して、チームの課題解決力の向上を目指します。○ 自主的な勉強会に協力します。○ 現任研修実施について検討をします。
2 地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の行動障害を有する障害児・者について、関係機関と協力し必要に応じて支援体制の整備を行います。○ 関係機関からの相談に応じて、利用者支援方法の検討等、必要な支援を行います。

エ 具体的な事業展開

主な事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業対象者への支援	・チーム会議の開催（随時） ・対象児者への個別支援（随時） ・状態等についての評価（随時） ・関係機関・家族との調整（随時）											
予防的支援に関する取り組み	・施設入所、在宅サービス利用者の支援に関する相談を受け、支援方法について助言をする（随時）											
事業に関する啓発・普及	・施設・学校でのコンサルテーション（随時） ・見学者への事業説明（随時）											
研修・研究		公開基礎講座①②		公開講座①			公開講座②			公開講座③		
			ケース検討会1回			ケース検討会2回			ケース検討会3回（実践報告会）			
重点課題	○今後の事業展開についての検討 ・連絡調整会議での議論をふまえて、検討をすすめる（年間）											
○地域生活移行に関する取り組み	・圏域施設や機関と連携しながら、地域生活移行に向けて取り組む（年間）											
実態調査の実施	・連絡調整会議での議論をふまえて、実施する。											
○加齢児問題	・連絡調整会議での議論をふまえて、対応について検討をする（年間）											
○支援集	・支援集充実に協力する（年間）											

(6) 地域支援課付帯業務

- ア 要綱・要領、通知等の整理をします。
- イ ボランティアの登録、受け入れ等の調整をします。
- ウ ボランティア団体の主催の行事等の開催、参加の調整を行います。
- エ ボランティア懇談会を開催し、円滑なボランティア活動の推進を図ります。
- オ 話そう会の企画運営をします。
- カ 横・三地域オンブズパーソン、施設長会議、ふれあい広場の事務局を担当します。
- キ ふれあい作品展及びふれあいフェスティバルなどに参加協力します。

5 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業運営計画

相談支援事業は、平成26年4月1日から指定管理協定書第63条に規定する指定管理者の自主事業として実施します。

(1) 運営方針

ア 利用者が、その有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談し、サービス利用計画作成等の援助を適切に行います。

イ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

ウ 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する支援関係者との連携に努めます。

エ 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守します。

(2) 事業の内容

利用者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成及びそのモニタリングに関する業務を行います。

(3) 課題と取組計画

課題	取組計画
1 計画相談の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年3月までに、すべての障害福祉サービスを利用している障害者に計画相談において、効率的かつ段階的に計画作成対象者を拡大します。 ○ サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ○ 新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。 ○ 計画相談を作成する実施地域は横須賀・三浦障害保健福祉圏内（横横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市・葉山町）とします。
2 地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他相談支援事業所及び他サービス事業所との情報交換及び連携を行っていきます。 ○ 必要に応じて自立支援協議会や外部の支援会議等に参加します。

V 年間行事計画

平成26年度年間行事等計画

月	主催行事	外部行事 招待行事等	法人行事	家族会	学 校 行事等	地域サービ ス事業	利用者 検 診	防災訓練	研修研究		医療実務研修	強度行動 障害	環境整備
									課題研修	階層別研修			
4	通所懇談会		清和祭	18(金) 家族会	入学式 始業式 家庭訪問 武養高修学旅行		歯科定期検診 血液検査	転入・新採職員対 象防災講座 火災避難集合訓練(周知)		新採職員 研修	与薬マニュアル 研修 (転入研修)		25金 3寮 ※ 予備日を、翌 月曜日とする。
5	17レクリエー ション大会			16(土) 総 会	野比小 運動会 武養との二者 業務連絡会①	横三施設長 会議 オンズバーソ ン運営委員会		夜間想定火災避 難集合訓練(周 知)	公開基礎講座 (強行)2日間		応急処置と実 践 (ハイムリック法)		14水 4寮 レクリエーション大会 整備
6		KIDSディズ ニーランド 福祉ふれあい フェスティバル 横須賀学院花 の日訪問		20(金) 家族会			内科検診 (聴診) X線検査 検便 (便潜血40歳 以上)	火災避難集合訓 練(周知) 非常用階段車 椅子降下体験	ケース検討会 ①(方向性決 め)(強行)		AED(自動体外 式除細動器) 研修		20金 5寮
7	プール開き 海水浴	はまゆうキャ ンプ	鎌倉花火		終業式 夏季休業	鎌苧葉合同会 議	耳鼻科検診 プール参加者 健康チェック	利用者学習会(あ んしん館見学) 夜間想定避難集 合訓練(周知) 連絡網による電 話連絡訓練	公開講座(強 行)		蘇生法研修		18金 6寮
8	キャンプ	台町内会納 涼祭	清和会納涼 祭	15(金) 家族会				消火器放水訓練 日中活動中避難 集合訓練(周知)		外部研修 等へ随時 参加 各委員会主 催研修を随 時開催			15金 7寮 (北下浦ふるさと 祭用整備)
9		北下浦納涼 ふるさと祭			始業式 長沢中 体育祭	横三施設長 会議 オンズバーソ ン運営委員会	尿検査 心電図検査 (40歳以上)	地震避難集合訓 練(周知)	ケース検討会 ②(途中経過) (強行)				19金 8寮 (オープンデー用整 備)
10	25 しらとり 祭		清和会体育 祭	17(金) 家族会	武養小中 修学旅行		眼科検診	職員対象防災講 座 火災避難集合訓 練(周知)	公開講座(強 行)公開講座 (心理)		吸引ノズル 研修		17金 支援課
11		ふれあい広 場 ふれあい作 品展					インフルエンザ 予防接種① 血液検査	夜間想定火災避 難集合訓練(周 知)			感染症研修		14金 1寮
12	餅つき(児 童課)	第52回SRF クリスマス会		19(金) 家族会	終業式 冬季休業 高等部 前期入学選抜	横三施設長 会議	インフルエンザ 予防接種②	火災避難集合 訓練(周知)	ケース検討会 ③(実践報告) (強行)		日常行動 実態調査		12金 2寮
1		第23回NTT ふれあいコン サート	新春の集 い		始業式		乳がん検診 (20歳以上)	夜間想定火災 避難集合訓練 (非周知)	公開講座(強 行) 公開講座 (心理)				16金 3寮
2	ボランティア懇 談会			21(金) 家族会	高等部 後期入学選抜 武養との二者 業務連絡会②			日中活動中避難 集合訓練(周知)		園内実践 報告会			13金 4寮
3	卒業を祝う 会	横須賀学院 コンサート			高等部卒 業式 武養小中 卒業式 学校春季 休業	横三施設長 会議 鎌苧葉合同 会議 オンズバーソ ン運営委員会		地震避難集合訓 練(周知)	ケース検討会 ③(実践報告 会)(強行)	新採職員 研修	入退所等検 討会議 (強行部会)		13金 5寮

定期的来園(オンズバーソン/湘南信金-第1第3水曜日 / 第三者委員)

2 検診計画

月	対象	検診項目	検診機関	備考
4月	全員	歯科 血液検査	当園診療所	随時検診
6月	全員	検便	当園診療所	便潜血(41歳以上)
		内科検診	当園診療所	
		胸部X線	湘南病院	
7月	全員	耳鼻科検診	湘南病院検査医師	
8月				
9月	全員	尿検査	当園診療所	糖・蛋白・潜血
	40歳以上	心電図検査	湘南病院検査技師	
10月	全員	眼科検診	湘南病院医師	
11月	全員	インフルエンザ予防 接種①	当園診療所	利用者2回実施 (職員希望者のみ)
		血液検査		
12月	全員	インフルエンザ予防 接種②	当園診療所	
1月	女性20歳以上	乳癌検診	湘南病院医師	
2月				
3月				

*短期・日中一時支援利用者、通学生を除く。

3 防災避難計画

防災・避難訓練計画（H26年度）

実施月	時間帯	訓練内容	ねらい	備考
4	午後 午後	転入・新採用職員対象防災講座 避難集合訓練（周知）	防災マニュアルの周知 防災機器の操作 寮活動体制時の避難	アド バイ ザー 3寮
5	午後	夜間想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	4寮
6	午後 午後	火災避難集合訓練（周知） 非常用階段降下車椅子の実地体験 と説明	日中活動体制時の避難 5・6寮職員を中心に実施	5寮 6寮
7	午後	夜間想定火災避難集合訓練（周知） 利用者学習会（あんしん館見学） 職員連絡網…連絡訓練	寮活動体制時の避難 防災意識の向上 正確迅速な情報伝達	7寮 8寮 1寮
8	午前 午後	日中活動中避難集合訓練（周知） 消火器・放水訓練 10月移動	日中活動体制時の避難 防災機器の実地訓練	支援 課 2寮
9	午後	地震避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	3寮
10	午後 午後	火災避難集合訓練（周知） 職員対象防災講座	寮活動体制時の避難 防災機器設備の理解 救援機器の操作	4寮 管理 課
11	午後	夜間想定火災避難集合訓練（周知） 煙体験訓練	寮活動体制時の避難	5寮
12	午後	火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	6寮
1	午後	夜間想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	7寮
2	午後	日中活動中避難集合訓練（周知）	日中活動体制時の避難	支援 課
3	午後	地震避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	8寮

4 環境整備実施計画

環境整備実施計画[H26年度]（来年度行事予定が未定のため、日程の変更有り）

実施月日	場 所	担 当	備 考
4/25（金）	グラウンド・他	3 寮	（予備日として、翌月曜日を今年度は充てる）
5/14（水）	グラウンド・駐車場・他	4 寮	レクリエーション大会用整備 防災倉庫の確認
6/20（金）	グラウンド・他	5 寮	携帯発電機の始動
7/18（金）	グラウンド・他	6 寮	
8/15（金）	グラウンド・他	7 寮	北下浦ふるさと祭り用整備 携帯発電機の始動
9/19（金）	グラウンド・駐車場・他	8 寮	しらとり祭用整備
10/17（金）	グラウンド・他	支援課	携帯発電機の始動
11/14（金）	グラウンド・他	1 寮	
12/12（金）	グラウンド・駐車場・他	2 寮	携帯発電機の始動
1/16（金）	グラウンド・他	3 寮	
2/13（金）	樹木草	4 寮	
3/13（金）	樹木草	5 寮	携帯発電機の始動

* S R F ボランティアが第 3 土曜日に入る月の環境整備は他の週に行う事とする。

防災環境委員会の計画

ア 運営方針

- （ア）安全かつ即応性、実効性のある避難体制を目指します。
- （イ）職員の防災意識、防災技術の向上に努めます。
- （ウ）安全・安心な生活環境の整備に努めます。
- （エ）園内の美化に努め、快適な生活環境を提供します。

イ 実施計画

- （ア）委員会の開催を原則年 6 回（隔月開催）とし、防災と環境の課題に取り組みます。
- （イ）防災・避難訓練、環境整備を計画の通り、実施します。

5 平成26年度ボランティア受入計画

(1) 主たる活動の受入計画

活動区分	活動内容等	
縫製活動	二・三の会、東中里紫重会、ふよう会、さくらの会等がボランティア室で寮からの依頼に基づいて衣類補修等の縫製を実施していただきます。	
日中活動	手工芸	つくし会、かきくけこ等が作品の仕上げや作品販売等の活動を支援していただきます。
	ダンス	さくらの会にダンス指導の支援をしていただきます。
	フラワーアレンジメント	造花創作の指導をしていただきます。
	フライングディスク	1FDK三ツ磯クラブによる、フライングディスクの指導をしていただきます。
	陶芸	陶芸創作活動の指導をしていただきます。
	利用者交流支援	園外歩行の付添いや室内での作品制作等を通じて、日中活動の支援をしていただきます。
通学支援	北下浦ボラセンからの派遣で野比小通学を支援していただきます。	
利用者交流	北下浦ボラセンからの派遣等により、余暇活動や外出を支援していただきます。また寮務棟への支援も行っています。5月の花の日には、横須賀学院から花のプレゼントが届きます。	
環境整備	SRF-JRMは5月から10月まで芝刈り等の活動を実施していただきます。八八園芸会は通年で樹木伐採等の活動の支援をいただきます。	
行事	SRF-JRMCは12月のクリスマスパーティー、NTT横須賀研究開発センタは1月にふれあいコンサート、横須賀学院は3月に吹奏楽コンサート、を開催していただきます。オープンデーではSRF-JRM、NTT横須賀研究開発センタ、GNF-J、逗子高校等の参加による模擬店の出店等、様々な活動の支援をいただきます。	
余暇活動	16ミリ試写会は映画の映写、逗子高等学校やホットアイによる園内喫茶を開いていただきます。	

(2) 北下浦地区ボランティアセンターからの派遣

通学支援や利用者交流に多数のボランティアの派遣を調整していただいている。今年度も連携を密に図りながら継続的に支援をいただきます。

(3) 新規ボランティアの受入

ボランティアの皆様も高齢化しているため、新たなボランティアの受入を積極的に図っていきます。

(4) ボランティア懇談会の開催

ボランティア懇談会を実施し、日頃の活動等についての意見交換の機会を設けます。

6 調理の業務計画

(1) 利用者の特性に合わせた食事の提供

- ア 児童課通学生の弁当や行事に合わせた食事を提供します。
- イ 適温でバランスのとれた、家庭的な食事の提供に努めます。
- ウ 咀嚼・嚥下機能や健康状態に適した食事の提供を行います。
- エ 行事食やバイキングを定期的を実施します。
- オ 平日の昼食時に選択メニューを実施します。
- カ 寮職員・栄養士・委託側従業員とで話し合い、安全でおいしい食事提供に努めます。
- キ 嗜好調査を実施し、献立に反映させていきます。
- ク 栄養ケアマネジメントの計画を食事に反映させ、より利用者の健に配慮することを心がけていきます。

(2) 利用者の特性に合わせた食種

- 主食は米飯・粥・粥ゼリーを提供します。
- 副食は、常食・一口大・きざみ食・超きざみ食・ミキサー食・ソフト食を提供します。見た目や味、嗜好に一層の配慮をしていきます。

(3) 年間行事食予定

季節の変化に合わせた行事食を提供し、食の楽しみを深めます。

- 4月 花見、入学・進学祝い
 - 5月 こどもの日
 - 6月 入梅
 - 7月 七夕、土用の丑
 - 8月 お盆
 - 9月 敬老の日、中秋の名月
 - 10月 ハロウィン
 - 11月 勤労感謝の日
 - 12月 クリスマス・大晦日
 - 1月 正月・七草・鏡開き
 - 2月 節分・バレンタイン
 - 3月 ひな祭り
- ※その他適宜実施予定

(3) 食中毒予防のための環境整備

- ア 厨房の掃除を毎日行います。排水溝は定期的に清掃を行います。
- イ 年2回専門業者による害虫駆除を行います。
- ウ 専門業者によるグリス・トラップの清掃を行います。

(4) 横須賀清和ホームへの夕食配送

入居者の健康に配慮した食事を毎日配送します。

7 平成26年度実習生等受入計画

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																	
4月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																															
5月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																																	
												実習オリ															東京福祉大学(5/26-6/7)通信1名																																					
6月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																													
7月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																								
8月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																			
9月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																
10月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土											
11月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
12月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土									
1月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土					
2月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土								
3月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土								

8 家族との交流

年 月	開 催 日	行 事 予 定
26年 4 月	18（金）家族会	清和祭 寮別懇談会
5 月	16（金）総会	レクレーション大会
6 月	20（金）家族会	
8 月	15（金）家族会	清和納涼祭 鎌倉花火由比納涼祭
10月	17（金）家族会・親睦会	清和会運動会 しらとり祭
12月	19（金）家族会	S R Fクリスマス会（役員参加）
27年 2 月	21（金）家族会	横須賀学院コンサート ボランティア懇談会

※全体会は、原則偶数月の第三金曜日に開催（5月は総会開催）します。

※三役員会は、毎月第二土曜日に開催します。

※研修会（園内研修・施設見学会）を別途実施します。